

令和六年三月二十九日付け徳島県報第六百八十四号徳島県告示第七十号（建築基準法の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定する件の一部を改正する件）中  
次のとおり訂正

一	ページ
八	行
仮説建築物	誤
仮設建築物	正

正 誤